令和８年度就学援助費申請書（世帯票）

※鉛筆以外の黒ボールペン等を使用し、太枠線内を記入及び押印してください。

藤崎町教育委員会教育長　様

申請日	学校　・　学務課
	令和　　年　　月　　日

就学援助費を受給したいので申請します。
なお、認定にあたっては、藤崎町教育委員会が所得金額・生活保護情報等についての資料等を閲覧することを承諾します。

申請者（保護者等）
〒
住　所
フリガナ
氏　名　　（自署）
電話番号　　（　　）

対象児童生徒	フリガナ		生年月日	性別	学校名	学年
	氏　名		平成 令和　　年　　月　　日	男・女		年

家　庭　状　況　※下記に申請者（保護者等）世帯全員分（住民基本台帳上）を記載してください。

	氏　名	※対象児童生徒と保護者等の住所が異なる場合はその住所を記入してください。
本人 （児童生徒）	同　上	〒 住所

		氏　名	生年月日	性別	職業（勤務先）・学校名（学年）
児童生徒からみた続柄		申請者（保護者等）	T・S H・R　　年　　月　　日	男・女	
			T・S H・R　　年　　月　　日	男・女	
			T・S H・R　　年　　月　　日	男・女	
			T・S H・R　　年　　月　　日	男・女	
			T・S H・R　　年　　月　　日	男・女	
			T・S H・R　　年　　月　　日	男・女	
			T・S H・R　　年　　月　　日	男・女	

申請理由（該当する番号すべてに○を付けてください。）

1　生活保護世帯　※
2　生活保護の停止、廃止　※　（　　年　　月　　日　停止・廃止）
3　児童扶養手当受給者　※
4　世帯全員の町民税が非課税　※
5　町民税、固定資産税、国民健康保険税の減免、国民年金の掛金の全額免除　※
6　その他の理由（下記に具体的な理由を記入し、内容を証明できる資料等の添付）

異動事項				教育委員会記入欄
転校	令和　　年　　月　　日 学校へ	解除	令和　　年　　月　　日 1．町外転出 2．生活保護開始・停止 3．辞退申し出 4．その他（　　）	世帯番号
	令和　　年　　月　　日 学校へ			

※　裏面の【添付書類】を参照してください。

令和８年度就学援助のお知らせ

この制度は、小・中学校の児童生徒がいる家庭で、経済的な理由等により就学が困難と認められる家庭に対して、町が必要な経費の一部を援助するものです。

【対象となる方】

小・中学校に在籍する児童生徒の保護者等で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

１　生活保護を受けている方
２　生活保護の停止、廃止を受けた方
３　児童扶養手当を受給している方
４　世帯全員の町民税が非課税である方
５　町民税、固定資産税、国民健康保険税の減免、国民年金の掛金の全額免除を受けている方
６　その他特別な事情により経済的に困窮し就学に支障があると認められる児童等の保護者等

【援助項目】

・学用品費　・新入学学用品費等（１学年のみ）　・通学用品費（１学年を除く）・校外活動費　・修学旅行費　・給食費
・日本スポーツ振興センター共済掛金

※生活保護を受けている方は、上記の援助項目のうち「修学旅行費」、「日本スポーツ振興センター共済掛金」が支給対象となります。

※新入学学用品費（１学年のみ）は、入学前の２月末に支給します。

【申請の方法】

・申請書に必要事項を記入し、下記書類を添付の上、就学している小・中学校又は学務課へ提出して下さい。

【添付書類】

１　生活保護を受けている方は、保護開始通知書の写しを提出
２　生活保護の停止・廃止を受けた方は、生活保護停止・廃止通知書の写しを提出
３　児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書の写し（有効期限と受給者名がわかるように）を提出
４　令和７年１月２日以降に藤崎町に転入した方は、前住所の市町村が発行する令和７年度市町村民税課税証明書を提出（令和８年６月からは令和８年度市町村民税課税証明書）
５　町民税、固定資産税、国民健康保険税の減免を受けている方は、減免の決定通知の写し、国民年金の掛金全額免除を受けている方は、国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写しを提出
６　内容を証明できる資料等を提出

【申請時の留意事項】

・現在就学援助を受けている児童生徒で、引き続き就学援助を希望する場合は新たに申請が必要です。
・児童生徒（兄弟姉妹）一人に付き、一枚申請が必要です。
・申請書の学校名及び学年は令和８年４月時点について記載して下さい。進学先等がまだ不明の場合は、高校１年、大学１年等のみ記載して下さい。
・申請理由に不正・変更があった場合は認定を取り消したうえ、その事由が発生した時点に遡り返還していただきます。

【認定日】

・年度当初の申請にあっては当該年度の４月１日。年度途中の申請にあっては、当該申請日の翌月１日。ただし、次の各号に掲げる認定にあっては、当該各号に定める日を認定日とする。
（１）　申請した日が月の初日であるときは、当月１日を認定日とする。
（２）　災害により、藤崎町就学援助事業実施要綱第３条第２項第２号（ウ）から（キ）に掲げるいずれかの措置を受けた場合は、被災日の翌月１日を認定日とする。
（３）　その他教育長が特に必要と認めた場合は、教育長が定める日を認定日とする。

【認定取消し】

・認定の要件に該当しなくなったとき。

【問い合わせ先】

藤崎町教育委員会学務課（常盤生涯学習文化会館内）ＴＥＬ：０１７２－６９－５０１０